

報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

損害賠償による和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。


専決第1号

専決処分書

損害賠償請求事件による和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月30日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- | | |
|----------|---|
| 1 事件発生日時 | 平成31年1月18日 午後1時頃 |
| 2 事件発生場所 | つくばみらい市福田195番地 つくばみらい市役所伊奈庁舎 |
| 3 和解の相手方 |  |
| 4 事件の概要 | 誤った案内をしたことにより、相手に損害を与えた。 |
| 5 損害賠償額 | 3,220円 |
| 6 市の過失割合 | 100% |